

長崎県後期高齢者医療広域連合職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和2年9月29日

長崎県後期高齢者医療広域連合長 田上 富久



長崎県後期高齢者医療広域連合訓令第2号

長崎県後期高齢者医療広域連合職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程

長崎県後期高齢者医療広域連合職員安全衛生管理規程（平成18年12月18日訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第11条の見出し中「嘱託員等」を「会計年度任用職員」に改め、同条中「嘱託員及び臨時職員」を「会計年度任用職員」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。